

○富田林市認可保育施設整備補助金交付要綱

令和3年2月10日

要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、待機児童の解消及び老朽化した施設の保育環境の改善を図る整備拡充を推進するため、保育施設の整備を行う者に対し、富田林市認可保育施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、保育施設とは、保育所等整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）に規定する保育所等をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育施設の整備を行う事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市内の保育施設を運営する法人であって、次の各号のいずれかの要綱（以下「国要綱等」という。）の交付対象となるものとする。

(1) 国要綱

(2) 大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱

2 補助対象者は、補助対象事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 財源措置及び土地の確保が確実であり、かつ、その効果が十分に期待できること。

(2) 国要綱等に基づく事業として、市との協議を整えておくこと。

(3) 整備を行おうとする施設の規模、構造及び運営等が法令等に規定す

る基準その他市長が必要と認める基準をすべて満たすこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内とし、国要綱等に規定する算定基準に基づき算出した国又は大阪府負担額と市負担額を合算した額を上限とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(協議の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式に市長が指定する書類を添えて、指定の期日までに市長に提出し、協議の申請をしなければならない。

(補助金の内示)

第8条 市長は、前条の協議申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、必要な条件を付して、別に定める様式により、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条の内示を受けた申請者は、別に定める様式に市長が指定する書類を添えて、指定の期日までに市長に提出し、交付の申請をしなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、必要な条件を付して、別に定める様式により、申請者に通知するものとする。

2 申請者が施設整備と同時に社会福祉法人を設立する場合において、市長が当該法人の設立代表者に対して行った前項の交付決定については、当該法人設立認可後は、当該法人に行ったものとみなす。

(事業内容の変更等)

第11条 前条の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画の内容を変更又は事業計画を中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、別に定める様式に市長が指定する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、別に定める様式により、補助事業者に通知するものとする。

(状況の報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る工事に着工した日から3日以内に、別に定める様式を市長に提出し、工事の着工を報告しなければならない。

2 補助事業者は、別に定める様式を指定の期日までに市長に提出し、工事の進捗を報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、別に定める様式に市長が指定する書類を添えて、指定の期日までに市長に提出し、報告しなければならない。この場合において、事業最終年度の実績報告に当たって、所有権保存登記後の全部事項証明書その他期日までに添付が困難な書類がある場合は、後日提出することを誓約する旨の書面を提出することにより、添付を省略することができる。

2 補助対象事業が翌年度にわたるときは、別に定める様式に市長が指定する書類を添えて、指定の期日までに市長に提出し、報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、別に定める様式により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、別に定める様式により、

速やかに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった日から起算して30日以内に補助金を補助事業者に交付するものとする。

(支払報告)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けたときは、別に定める様式に市長が指定する書類を添えて、指定の期日までに市長に提出し、報告しなければならない。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (4) 事業の執行が著しく適正を欠くと認められるとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(必要な指示等)

第18条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、目的を達成するに必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(仕入控除税額の報告)

第19条 補助事業者は、補助金の交付後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、別に定める様式により、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（一支社、一支所等を含む。）であつて、自ら消費税等の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。以下同じ。）において消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。
- 3 市長は、前項の報告があつたときは、補助事業者に対して当該仕入税額控除額の全部又は一部を納付させることができる。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。